

【株式会社ダイエットプレミアムの主な表示例（抜粋）】

別表1 (効果性能)

**テレビでの放送を禁止されてた
「強力脂肪溶解術」を使ってみたら...**
-12kg達成する人続出で大炎上🔥

1日目 3日目 7日目



別表4 (No. 1表示)

☒ 米国のダイエット部門で第1位に！

炭クレンズは

アメリカのダイエット部門で第1位にも選ばれています。



短期間で痩せる必要のあるセブに人気で、第1位に選ばれているんです！

別表3

(効果性能)



信じがたいアイテムに調べてみると
クチコミは目を疑う高評価ばかり！！

No Image さん 36歳 クチコミ32件
★★★★★★★★ 7
これヤバイ🤩 1週間飲んだだけなのにどんどんウエスト
ゆるくなって、3L着てたのにXSになったんだがww
ウキウキで体重計のってみたらなんと16kgも痩せてる!!
大好きなお菓子も揚げ物もやめてないのに。
この粉いい意味で気を付けたほうがいい笑



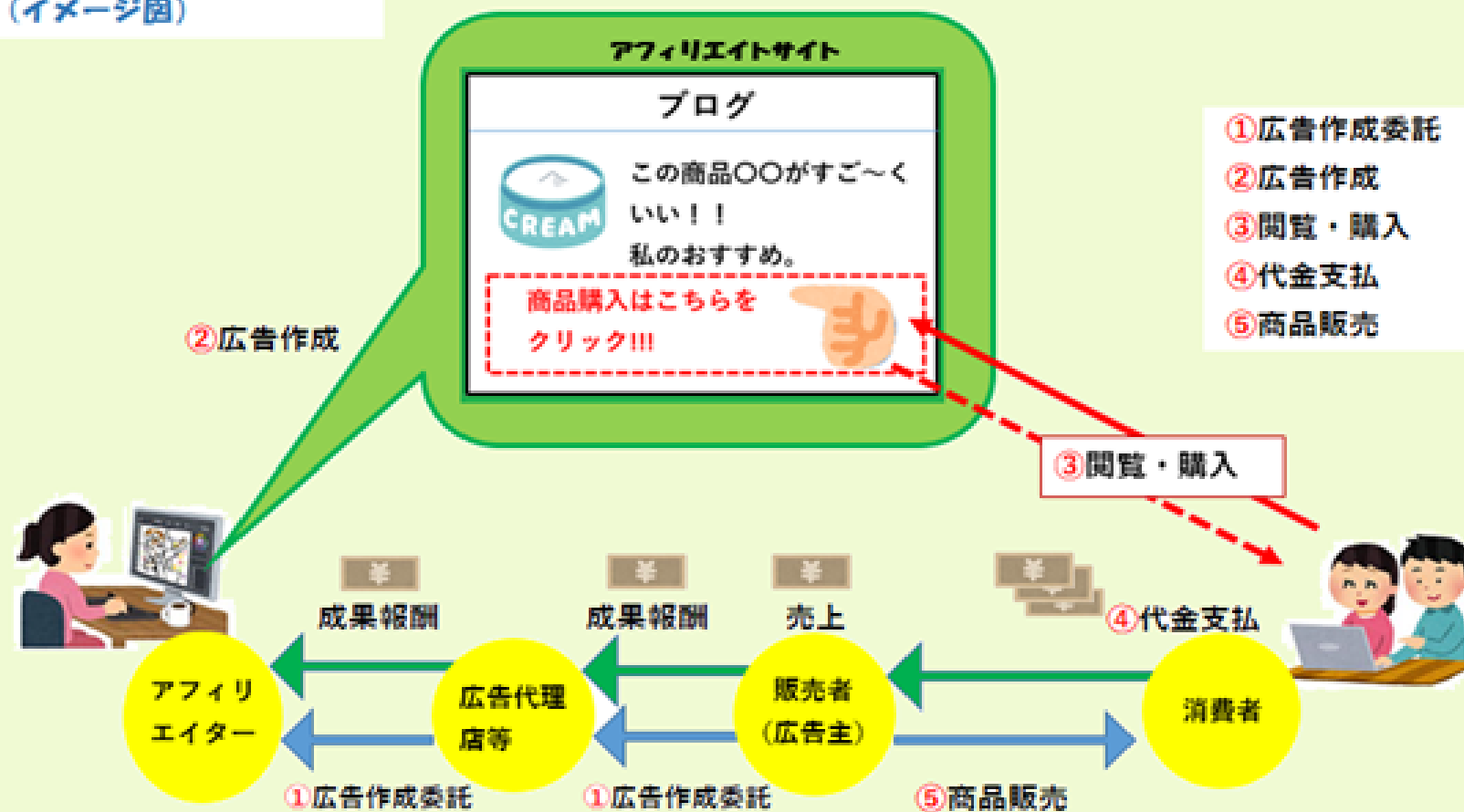
なんと使った人の
9割以上が高評価！！

別表5

(ステルスマーケ
ティング)



アフィリエイト広告とは
(イメージ図)



※ アフィリエイト広告：アフィリエイト等が、自ら運営するアフィリエイトサイトに広告主が販売する商品等のバナー広告等を掲載し、消費者がバナー広告等をクリックしたり、商品等を購入した場合等に、一定の条件に従って、アフィリエイト等に、広告主から成功報酬が支払われる仕組み。

【参考】景品表示法抜粋

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 (省略)

(措置命令)

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

3 (省略)

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～10 (省略)

- 11 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(罰則)

第四十六条 措置命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (省略)

第四十七条 第二十五条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。